

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

パブリックコメント担当 御中

「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～（案）」に対する意見

氏名	櫻井 克己 常務理事
団体	一般社団法人 日本知的財産協会
住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18 階
電話番号	03-5205-3321
FAX番号	03-5205-3391
電子メールアドレス	nishio@jipa.or.jp（西尾信彦 事務局長）
意見 1	
<p>・該当箇所 9 頁 2-2 秘密情報の決定 2つ目の○</p> <p>・意見内容 「技術情報については、特許権など権利化して他社にライセンスしたり、標準化することを通じて他社にも自社技術を広く使用させ・・・」の記載について、他社へのライセンスについては、権利化しないノウハウを対象とする場合もあります。 そこで「技術情報については、<u>特許権やノウハウとして、他社にライセンスしたり、また、標準化することを通じて他社にも自社技術を広く使用させ・・・</u>」といった表現に変えてはいかがでしょうか。</p>	
意見 2	
<p>・該当箇所 23 頁 d.ペーパーレス化 2つ目の○</p> <p>・意見内容 ペーパーレス化の効用として、従業員による情報の共有化等を挙げていますが、これらは、本ハンドブックの「企業の有する秘密情報の漏えい防止するという観点から様々な対策を示すもの」との趣旨とは外れた記載と思います。該当箇所を削除してはいかがでしょうか。</p>	
意見 3	
<p>・該当箇所 36 頁</p>	

b. 秘密保持契約等（誓約書を含む）の締結 4つ目の○

・意見内容

「秘密保持契約等を締結するタイミングとしては、入社時、退職時、在職中（部署の異動時、出向時等）・・・等」との記載がありますが、在職中について括弧書きで補足されているのと同様に、入社時と退職時についても補足してはどうでしょうか。

具体的には、「入社時（新入社員入社時、転職先からの入社時）、退職時（転職による中途退職時、定年退職による退職時、その他契約期間や実習期間が満了した派遣労働者や実習生など、自社内での勤務を終了した者による契約満了時）」とし、特に、退職時については、40頁の退職者等の記載と整合させてはどうでしょうか。

意見 4

・該当箇所

45頁

b. 競業禁止義務契約の締結 1つ目及び2つ目の○

・意見内容

「退職者のうち、例えば重要なプロジェクトにおけるキーパーソンなど」という記載について、特定の人物に対してのみ課すことは、競業禁止義務を課すかどうかの判断基準に迷うところ、一定程度以上の従業員を有する会社においては、一人ひとりに対する当該判断に時間を要し、非効率となる可能性も想定されます。

「職業選択の自由」の制限の問題があることから、当該義務の採否については慎重に検討すべき、旨の記載を検討してはいかがでしょうか。

また、「競業禁止の内容、対象者」については、合理的な範囲であることが求められるところ、その合理的な範囲の解釈について、何らかの説明や例示が必要と思います。

意見 5

・該当箇所

51頁

a. 秘密情報の消去・返還と複製できない媒体での開示

・意見内容

タイトルは「消去・返還」であるのに対し、文中で返還について言及されていません。そこで、例えば、1つ目の○の2行目において「秘密情報の消去義務」ではなく「秘密情報の消去・返還義務」とする、或いは、2つ目の○において媒体の返還について言及してはどうでしょうか。

意見 6

・該当箇所

77頁以下

- 5-1 自社情報の独自性の立証
- 5-2 他社の秘密情報の意図しない侵害の防止
 - (1) 転職者の受入れ
 - (4) 技術情報・営業情報の売込み
- 5-3 営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止

・意見内容

本ハンドブックが「企業の有する秘密情報の漏えい防止するという観点から様々な対策を示すもの」との趣旨であることからすれば、上記に挙げた事項は、その趣旨から外れたものと思います。

従いまして、簡潔な記載でまとめるか、これらの項目を削除してはいかがでしょうか。

なお、自社情報の独自性の立証については、一般的に自社で開発した情報であることを後刻の紛争において何らかの形で立証することが必要になることは理解できますが、「知らないことにつき重大な過失がある」との関係が不明と思います。

重過失がないとの主張は、例えば、転職者に対して十分な対応をとったにもかかわらず、転職先企業において転職元企業の営業秘密が取得、使用されている場合の抗弁であって、独自開発の抗弁とはコンテキストが違うのではないのでしょうか（独自開発の抗弁は、同じ技術情報を双方が有しているが、しのぎを削っている競合企業ゆえ独自に同じ情報を開発した、という場合を想定しているものと理解しています）。

意見 7

・該当箇所

90頁 (1) 漏えいの兆候の把握 2つ目と3つ目の○

・意見内容

異様の説明に関連するのは、従業員のみ限定されると思いますので、「①従業員等の兆候」の中で、説明するのが適切ではないでしょうか。

意見 8

・該当箇所

96頁

6-2 初動対応 1つ目の○

・意見内容

「情報漏えいの疑いを確認し、初動対応が必要であると判断した場合に、……適切な初動をとる」との記載は、初動が反復された表現となっているため、「明らかに情報漏えいがあったと確認した場合でなくとも、情報漏えいの合理的疑いを確認した場合、」とい

った表現に改めてはどうでしょうか。